



1174

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

（あて先）京都府知事		18年
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）	
大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番地55号	近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 出川昌紀 電話 06-6775-XXXX	

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	鉄道事業、ホテル業および不動産事業
-------------	-------------------

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
-----------	---

計画期間	平成18年4月～平成20年3月
------	-----------------

基本方針	省エネルギー、省資源、リサイクル廃棄物の削減等への取り組みを通じ、各部署では積極的に環境への負担軽減に努めます。
------	--

推進体制	環境担当役員を委員長とする環境対策委員会を設置し、その下に省エネルギー・省資源小委員会を設置して社内の取り組みを推進し、各部署に環境指導員を配置した推進体制で取り組みます。
------	--

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度		設備、対象、工程等	計画内容
	18～19	19		
	18～19		鉄道部門	省エネルギー車両の導入率を55%から56%に高めます。
	18～19		鉄道部門	地下駅換気装置をインバータ化して消費電力の削減を2駅2カ所で行います。
	18～19		鉄道部門	駅照明装置のインバータ化を実施します。（700台/年）
	19		ウエスティンホテル京都	業務用ビルエネルギーマネジメントシステムを導入します。

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成16）年度 （二酸化炭素換算（t））		目標年度（計画） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））		削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	17,826	t	20,155	t	13.0 %
	B 輸送車両排出区分	319,201	t	322,203	t	0.9 %
	C その他排出区分		t		t	%
	排出合計	*1 337,027	t	*2 342,358	t	1.6 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） （二酸化炭素換算（t））			
		取組量等			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）		目標年度（計画）		削減率（計画）	
	*1	337,027	t	(*2)-(*3) 342,358	t	1.6 %

特記事項  
 1. 当社の鉄道事業におきましては、1990年を基準とした電車1両1キロ走行あたりの原単位で平成16年度末で9%改善しています。  
 2. 鉄道事業における原単位を平成16年度実績(2.27kwh/車キロ)を平成19年度に1%減を目指します。  
 3. 事業所等排出区分においては平成19年度目標を下回るよう努めます。  
 4. 鉄道事業においては平成17年度にけいはんな線が開業いたしました。  
 5. 新都ホテルにおいては平成17年度に増床いたしました。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達等の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。